

大学共同利用機関法人人間文化研究機構における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

平成27年3月23日策定

大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）における学術研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。とりわけ、公的研究費（注）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりではなく、我が国の学術研究の振興体制を根底から揺るがすものである。

このような状況に鑑み、本機構は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、本機構の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、以下の行動規範を定めるとともに、機構の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者（以下「本機構構成員」という。）は、以下の行動規範を遵守し、これを誠実に実行しなければならない。

1. 本機構構成員は、公的研究費が国民の税金や社会からの浄財等で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に運営及び管理しなければならない。
2. 本機構構成員は、公的研究費の運営及び管理に当たり、関係法令・通知及び本機構が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを理解し、これを遵守しなければならない。
3. 本機構構成員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な運営及び管理に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 本機構構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 本機構構成員は、公的研究費の運営及び管理に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 本機構構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（注） 公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。